

しずおかリノベーションまちづくりメンター登録・派遣要領

(趣旨)

第1条 静岡県(以下「県」という。))は、エリアの面的再生に必要な知識や経験などを有する団体等を「しずおかリノベーションまちづくりメンター(以下「メンター」という。))」として登録し、助言等を必要とする「しずおかリノベーションまちづくりフォーラム(以下「フォーラム」という。))」の会員に派遣することで、地域の課題解決を支援する。

(定義)

第2条 登録するメンターの職名及び職務は、当該表に定めるとおりとする。

職 名	職 務
しずおかリノベーションまちづくりメンター	(1) リノベーションまちづくりに関する相談や提案等に関する業務 (2) リノベーションまちづくりに関する事業計画の策定業務 (3) その他、(1)、(2)に必要な情報収集に関する業務 等

(登録)

第3条 県は、フォーラム会員のうち、エリアの面的再生に関する知識や経験、提案能力を有し、当該分野に精通した者をメンターとして登録する。

2 メンターとして登録される者は、県にメンター登録承諾書(様式第1号)を提出する。

3 県は、前項の承諾書を確認したときは、次の(1)から(7)のいずれかをメンター対応分野とし名簿に登録するとともに、メンター登録決定通知書(様式第2号)により通知する。

- (1) 建築・建設
- (2) 不動産
- (3) 宿泊・飲食
- (4) コンサルティング
- (5) 学生連携
- (6) スタートアップ
- (7) その他

(登録期間)

第4条 メンターの登録期間は、登録を決定した日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、県はメンターに対し、登録更新の意思確認を行い、登録更新を行うことができる。

(登録事項の変更)

第5条 メンターは、登録の内容に変更が生じたときは、メンター登録内容変更届出書(様式第3号)を県に提出する。

(登録の取消)

第6条 県は、メンターの職務等を鑑み、十分な理由があると認める場合においては、登録を取り消すことができる。

(辞任)

第7条 メンターは、その職を辞任しようとするときは、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、県に届け出をする。

(派遣期間及び回数)

第8条 派遣回数は、申請年度内に1地域当たり3回を限度とする。

(派遣の依頼)

第9条 メンターの派遣を希望するフォーラム会員は、メンター派遣依頼書(様式第4号)を提出する。

(派遣の決定)

第10条 県は、第9条の規定による派遣依頼書を受理した場合においては、その内容を審査し、必要に応じてヒアリング等を行った上で、予算の範囲内において、メンターの派遣の可否を決定する。

(派遣の決定通知)

第11条 県は、第10条の規定によりメンターを派遣することを決定した場合は、依頼者に対し、その決定の内容をメンター派遣決定通知書(様式第5号)により通知する。

2 県は、第10条の規定によりメンターを派遣しないことを決定した場合は、依頼者に対し、その理由を付してメンター非派遣決定通知書(様式第6号)により通知する。

(メンターへの依頼)

第12条 県は、第10条の規定によりメンターを派遣する場合は、当該メンターに対し、派遣の目的、日時、報酬額等を記載したメンター業務依頼書(様式第7号)により依頼する。

(実績報告)

第13条 メンターの派遣を受けたフォーラム会員は、依頼業務の終了後、県に対し、速やかにメンター派遣実績報告書(様式第8号)を提出する。

(業務報告)

第14条 第12条の規定により派遣の依頼を受けたメンターは、県と連絡、調整して業務を行うものとし、派遣完了時には県に対し、メンター派遣業務完了報告書(様式第9号)を提出する。

(報償費及び旅費)

第15条 メンターが職務に従事したときは、以下に掲げる報償費等を支給する。

(1) 報償費

メンター業務に従事した場合は、60,000 円／回（税込）とする。

(2) 旅費

静岡県職員の旅費に関する条例（昭和 31 年静岡県条例第 48 号）に定める額に準ずる額とする。

(機密保持)

第 16 条 メンターは、職務を行うに当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。活動を中止又は終了した後も同様とする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、静岡県経済産業部商工業局地域産業課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。